



すいとお横手

本格的に横手校区で『ふくおかポイント』が始まります！

令和7年度に実証参加校区として横手校区では『ふくおかポイント』を導入してきましたが、いよいよ令和8年度から福岡市の地域ポイント事業として本格的に『ふくおかポイント』が始まります。まだ『ふくおかポイント』アプリを入れていない方はこの機会にアプリをダウンロードされてみてはいかがでしょうか？

ふくおかポイントとは、福岡市が福岡市民の皆さまが取り組まれる地域活動などに対する感謝の気持ちとしてお渡しするポイントのことです。各校区の地域活動（ボランティア活動、奉仕活動）や福岡市の推進する施策などへの参加を通じてポイントを受け取ることができます。貯まったポイントは、福岡市からの感謝の気持ちとして、福岡市主催イベントへの優先参加や市有施設のバックヤードツアーなどの体験、公共施設の割引、福岡市の施策に関するグッズ等の特典と交換することができます。

ふくおかポイントの仕組みについて

～ポイント仕組み3ステップ！～

【サービスの流れ】

- ①横手校区自治協議会が実施するイベントなどの地域活動に参加する
例) 防犯パトロールや清掃活動、子どもの見まもりなど
- ②参加する際、各団体の担当者がQRコードを提示しますので、各自でQRコードを読み込んでポイントを貯めます。
- ③ポイントを特典に交換する



★人気の特典（上位5種）

- リサイクルPETを使用した保冷バック
- 市民プール2時間無料
- 水道局オリジナル枚ボトル
- 再生リンを使った花用肥料
- 体育館2時間無料

★地域の方の声

- ◎地域活動に参加するモチベーションがあがりました！
- ◎ポイントをきっかけにコミュニケーションが増えました！
- ◎ポイントを取得することが楽しみになりました！

まずはアプリをダウンロードしよう！

右の二次元コードから専用アプリをダウンロードすることができます

【専用アプリ】はこちら/



地域で育む子どもの居場所「かがやき食堂」が始まりました

横手校区ならではの子ども食堂

近年、全国各地でさまざまな形の子ども食堂が開かれています。横手校区でも地域の力を結集し、独自の子ども食堂「かがやき食堂」を立ち上げることができました。



地域が一体となった運営体制

「かがやき食堂」は、自治協議会をはじめ、青少年育成連合会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人権尊重推進協議会、横手公民館、(公社)福岡中部法人会が共催し、地域住民のボランティアの皆さんと共に運営しています。多くの人の思いと協力によって支えられている、地域の食堂です。

子どもたちが名付けた「かがやき食堂」

「かがやき食堂」という名前は、子どもリーダーたちが考えてくれました。子どもの権利条約の4つの原則をふまえ、子どもの人権に目を向け、家庭や学校とは異なる第3の居場所となることを大切にしています。



▲子どもリーダー会で意見を出し合い、名前を決めている様子



食を通じて、心豊かな体験を

食育や学び、世代を超えた交流の中で、子どもたちが安心して過ごし、心豊かな体験ができる場を目指しています。また、忙しい保護者の皆さんが、安心して子どもを送り出せる“ホッ”とできる時間につながればとの思いも込めています。



▲第1回『かがやき食堂』の様子

応援・ご協力のお願い！

横手校区「かがやき食堂」は、地域の皆さんと共に歩んでいきます。今後とも温かいご理解とご協力をよろしくお願い致します。『かがやき食堂』を応援する団体を『かがやき食堂応援団』とネーミングしました。

寄付の応援ができる方、ボランティアでお手伝いができる方は横手公民館（092-572-5661）までご連絡ください。

第2回『かがやき食堂』のお知らせ

令和8年3月24日（火）12時30分より『かがやき食堂』を開催致します。今回のメニューは、『煮こみハンバーグ』がメインです。すでに横手校区の小・中学生には案内していますが、まだ間に合うかもしれません！申し込みがまだの方は、一度、横手公民館（092-572-5661）までお問い合わせください！



横手校区の諸団体の活動やお知らせを発信しています！

横手校区自治協議会

ブログはこちら⇒



インスタはこちら⇒



©YOKOTEJITI

自転車の一定の交通違反に青切符が導入！

自転車を利用される皆さん！

道路交通法の一部改正により、令和8年4月1日から、自転車の交通事故を防ぐため、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反（反則行為）に対し、交通反則通告制度（青切符）が導入（反則金が科せられる）されます。



- 令和8年4月1日から
- 対象行為は113種類
- 対象車両は自転車
- 対象年齢は16歳以上

反則金額は
原付バイクと同等

※最高額12,000円

(引用：福岡県警察HP)

違反例と反則金の例

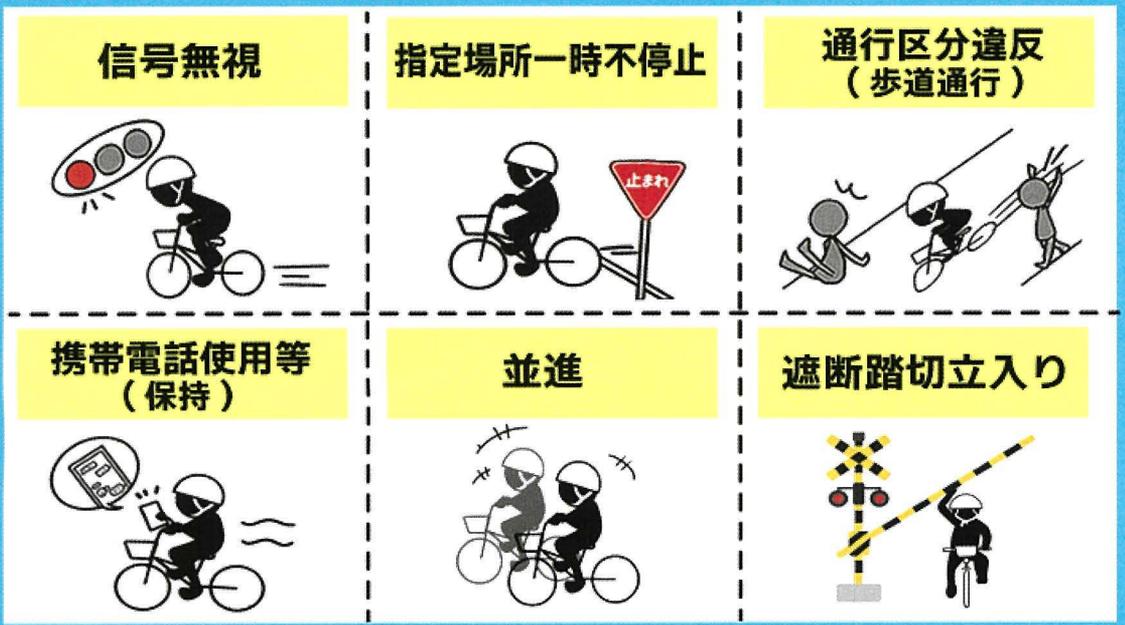
違反例	反則金
信号無視	6,000円
一時不停止	5,000円
通行区分違反（逆走）	6,000円
ながらスマホ（保持）	12,000円
傘さし運転	5,000円
イヤホン使用	5,000円
並走・2人乗り	3,000円
遮断機が下りた踏切進入	7,000円

自転車は、自動車と同じ車両です。運転をするときは、自転車安全利用五則や交通ルールを守り、安全に走行しましょう。

※自転車安全利用五則

- ①原則車道の左側を走行。歩道は例外で、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守り、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は絶対しない⑤ヘルメットを着用

青切符により検挙される違反例※これらの違反は一例です。



(引用：福岡県警察HP)

(参照：政府広報オンライン)

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



(引用：福岡県警察HP)

特に注意したい違反はコレ！

●スマホのながら運転 (12,000円)

実は2024年11月からすでに厳罰化(赤切符対象)されています。2026年からはこれが「青切符」でも迅速に処理されるようになります。停止中ならOKですが、走行中に画面を見るのは絶対にNGです。

●右側通行(逆走)

「少しだけだから」と右側を走っていませんか？これは非常に目立ち、取り締まりの対象になりやすい違反です。必ず「車道の左側」を走りましょう。

●イヤホン使用

「完全に耳を塞いで周囲の音が聞こえない」状態は、多くの自治体で禁止されています。骨伝導イヤホンや片耳だけイヤホンを装着していても、音量が大きすぎたり、交通量の多い場所であったりすれば、【安全な運転に必要な音が聞こえない状態】と判断され、違反となる可能性があります。